

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して  
最高裁判所に申出がなされた不服の処理要領

第1 主管局課の決定

- 1 秘書課は、裁判所に対する不服、不満、批判ないし非難（以下「不服等」という。）を述べる趣旨が記載されている投書のうち、下記2の投書に該当しないものを受け付けた場合、裁判所法82条の不服に該当するか否かにかかわらず、関係しそうな全局課に対し、①主管局課、②求意見対象の局課、③情報提供を行う局課を目安として定めて割り振る。その後、割り振られた局課間で調整した上で、主管局課を確定する。
- 2 裁判所に対する不服等を述べる趣旨が記載されている投書のうち、各局課（秘書課を除く。この項において同じ。）又は各局課の職員宛のものは、当該局課が、1と同様に関係しそうな全局課に割り振り、割り振られた局課間において主管局課を確定する。
- 3 主管局課は、主として不服等の対象となっている事務を所管する局課とする。具体的には、①主として不服等の対象となっている事務が裁判事務である場合には、問題となっている訴訟手続の種類に応じた事件局（ただし、当該事務が書記官事務である場合には、総務局）、②主として不服等の対象となっている事務が司法行政事務である場合には、当該事務を所管する局課、③主として不服等の対象となっている事務がどの局課にも属しない事項である場合には、総務局が、それぞれ主管局課となる。

第2 主管局課による処理

1 裁判所法82条の不服として取り扱うかどうかの判断基準

主管局課において、以下の判断基準により、裁判所法82条の不服として取り扱うかどうかを判断する。

- (1) 投書に、裁判所法 8 2 条に基づく申出である旨の記載がある場合には、記載内容の如何にかかわらず、同条に基づき、最高裁判所に対して監督権の行使を求める意思があると認めることができるから、同条に基づく不服として取り扱う。
- (2) 投書に、裁判所法 8 2 条に基づく申出である旨の記載がない場合であっても、以下のア及びイのとおり、実質的にみて、記載内容が「裁判所の事務の取扱方法」に対する「不服」に当たるものであれば、裁判所法 8 2 条の不服として取り扱う。「裁判所の事務の取扱方法」に対する「不服」に該当するかどうかは、申出人の主張内容自体から判断し、関連資料に照らせば申出人の主張する事実関係がおよそ認められない場合であっても、申出人の主張が「裁判所の事務の取扱方法」に対する「不服」に該当する以上は、裁判所法 8 2 条の不服として取り扱う。

なお、記載内容が裁判所法 8 2 条の不服に当たるかどうかについて疑義がある場合には、これに当たるかどうかも含めて、後記 3 のとおり、局課長等の決裁を経るものとする。

ア 「不服」の申出に該当するためには、不服の対象となる裁判所の事務の取扱方法が具体的に特定されていること、これに対して司法行政の監督権による措置を求める意思が明らかになっていることが必要であると解される。したがって、趣旨が不明確なもの、単に希望や要望を述べるにすぎないもの、人格攻撃をするにすぎないもの等は、これに当たらない。

イ 「裁判所の事務の取扱方法」とは、司法行政の監督権で処分しうる事務でなければならず、司法行政事務の取扱方法は一般に不服の対象となるが、裁判事務の取扱方法は原則として対象とはならない。もっとも、裁判事務の取扱方法であっても、明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱した場合には、司法行政の監督権が及ぶから、裁判所法 8 2 条の不服の対象となる。

(ア) 司法行政事務に対する不服の例としては、裁判所が行った裁判官の人事・懲戒処分についての不服、事件を回付したのが不適切である、事件を専門部で取り扱わないのが不適切であるなど裁判事務の分配についての不服、月曜日に開廷しないのが不当であるなど開廷日の日割についての不服、裁判所の会計係が金銭の支払いを延滞したなど会計についての不服などが挙げられる。

(イ) 裁判事務に関する不服の例としては、判決・決定の内容についての不服、裁判官の個別の事件における訴訟指揮についての不服、裁判所書記官の個別の事件における事務（調書の記載、送達等）についての不服などが挙げられる。裁判事務のうち、明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱するものとして裁判所法 82 条の不服の対象となる例としては、裁判所が職権を濫用して公判期日を変更した、怠慢で判決を言い渡さないなどと主張されている場合が挙げられる。

(ウ) なお、裁判所職員の私生活上の行為を批判するものについては、「裁判所の事務の取扱方法」に対する不服とはいえない。もっとも、裁判所職員の私生活上の不適切な行為を理由に懲戒処分を行わないことについて不服を述べるものについては、司法行政事務に対する不服に当たる。

※ 口頭による申出の取扱い

裁判所法 82 条の不服の申出は、口頭によることも可能であるが、口頭で不服等を述べるにすぎないものは、裁判所法 82 条に基づく申出である旨の明確な陳述がない限り、上記アで述べたところの「不服」の要件を満たさないと考えられるため、裁判所法 82 条に基づく不服として取り扱わない。

(3) 上記の(1)及び(2)のいずれにも該当しない場合（すなわち、投書に、裁判所法 82 条に基づく申出である旨の記載がなく、かつ、「裁判所の事務の取

扱方法」に対する「不服」の申出に当たる記載がなく、そのことに疑義もない場合)には、裁判所法 8 2 条の不服として取り扱うことは要せず、苦情として処理する。

## 2 裁判所法 8 2 条の不服として取り扱わない場合の処理

上記 1 (3) の場合には、裁判所法 8 2 条に基づく不服として取り扱うことは要せず、苦情として処理することができるから、この場合の案件の処理の決定は、「庶務」(裁判所法 1 3 条)として、事務総局限りで行う。

当該案件の処理を決定する方法は、主管局課において適宜定める。

## 3 裁判所法 8 2 条の不服として取り扱う場合の処理

### (1) 決裁権者

最高裁判所裁判官会議の議決に基づき、決裁権者は、原則として最高裁判所長官である。ただし、一部の不服について、主管局課の局長(ただし、秘書課、広報課及び情報政策課においては課長。以下、総称して「局長等」という。)限り又は課長(ただし、秘書課及び情報政策課においては参事官、広報課においては課付。以下、総称して「課長等」という。)限りの専決処理とする。

### (2) 事務総長に対する報告

主管局課の局長等は、専決による処理状況や個別の事案につき、最高裁判所長官に報告する場合には、事務総長に対しても報告する。

## 第 3 文書管理の方法

- 1 秘書課は、投書を受理した時点では、投書の原本につき、文書管理システムへの登録を行わない。
- 2 主管局課は、局長等又は課長等の決裁を経る場合、最高裁判所長官の決裁を経る場合及び最高裁判所裁判官会議を経る場合に限り、投書の原本を文書管理システムに受理登録するとともに、その決裁文書につき、同システムに登録を

行う。

#### 附記

本処理要領の実施後、6か月を経過した時点において、本処理要領に基づく運用の過程で過大な事務負担等の問題が発生していないかどうかを確認し、問題が発生している場合にはこれに対する対処法につき検討することとする。

以上

裁判所法第 8 2 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して  
最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理について

- 1 裁判所の事務の取扱方法に対する不服に当たる主張がされているものの（裁判所法 8 2 条に基づく申出である旨の明示の有無を問わない。）、その内容が、以下の(1)又は(2)のいずれかの場合に該当し、当該不服につき裁判所法 8 0 条 1 号に基づく監督権を行使しないことが明らかであるときの処理は、主として当該不服の対象となる事務を主管する局又は課（最高裁判所事務総局分課規程第 1 条に定める局又は課をいう。以下「主管局課」という。）の局長（ただし、秘書課、広報課及び情報政策課においては、課長。以下、総称して「局長等」という。）の専決とする。
  - (1) 司法行政事務に対する不服が主張されているが、当該司法行政事務が違法又は不相当とはいえないことが明白である場合（当該司法行政事務が違法又は不相当であることを基礎付ける具体的事実の主張が全くない場合を含む。）
  - (2) 裁判事務に対する不服が主張されているが、当該裁判事務が明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱するとはいえないことが明白である場合（当該裁判事務が明らかに法令に違反し、又は裁判官に与えられた自由裁量や書記官等に与えられた判断権を逸脱することを基礎付ける具体的事実の主張が全くない場合を含む。）
- 2 裁判所法 8 2 条に基づく申出である旨明示されているものの、裁判所の事務の取扱方法に対する不服に当たる主張が全くない場合の処理は、主管局課の課長（ただし、秘書課及び情報政策課においては参事官、広報課においては課付。）の専決とする。
- 3 主管局課の局長等は、上記 1 による処理状況（最高裁判所長官から指示があった場合には、上記 2 による処理状況も含む。）について、年に 1 回、最高裁判所長官に報告する。

4 主管局課の局長等は、上記1又は2に該当する事案であっても、最高裁判所長官に対し、必要に応じて当該事案の報告をし、最高裁判所長官から指示があった場合には、最高裁判所長官の決裁を得る。

以上